平成２７年（フ）第５８号
鹿児島県姶良市西餅田3327番地６　サンライズ姶良606号
債務者　宮城　　修
１　決定年月日時　平成27年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第６３号
鹿児島県霧島市隼人町真孝1382番地
債務者　末永　光久
１　決定年月日時　平成27年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第６５号
鹿児島県姶良市西餅田1027番地25
債務者　池田　美加（旧姓関山）
１　決定年月日時　平成27年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第５８号
佐賀県唐津市妙見町7183番地24　西唐津市営住宅２－201号
債務者　吉田　俊介
１　決定年月日時　平成27年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第６０号
佐賀県唐津市肥前町大浦1348番地２
債務者　坂口　敏宏
１　決定年月日時　平成27年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第１７０号
青森市新田２丁目１番25号
債務者　土岐　チヨ
１　決定年月日時　平成27年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９５号
富山県滑川市堀江106番地３、前住所富山市八尾町小長谷3185番地１
債務者　土肥　夕紀（旧姓笹川）
１　決定年月日時　平成27年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３３９号
千葉県柏市明原３丁目16番18号　ブライトロード弐番館103号
債務者　渡辺　友和
１　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３８１号
埼玉県川越市大字藤間402番地17　（エクセル藤間103号室）、申立時の住所千葉県松戸市千駄堀1524番地の８　ブルージュ101号
債務者　菅　　良光
１　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４０７号
北九州市小倉北区片野３丁目９番８号
債務者　萱島千鶴代
１　決定年月日時　平成27年９月14日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４２９号
北九州市小倉北区篠崎２丁目24番３－301号
債務者　森　美由記（旧姓川下）
１　決定年月日時　平成27年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４４４号
北九州市小倉北区井堀１丁目２番25－406号
債務者　西城　佳美
１　決定年月日時　平成27年９月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１２５０号
名古屋市港区遠若町１丁目７番地　ハイツメイヨン503号
債務者　鈴木　宏樹
１　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２６８号
愛知県知立市昭和７丁目１番地　知立団地45棟402号
債務者　ガスパル　フレデリコこと　ＤＡ　ＳＩＬＶＡ　ＧＡＳＰＡＲ　ＦＲＥＤＥＲＩＣＯ
１　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０５６号
名古屋市北区上飯田通２丁目40番地の１（上飯田市街地住宅527号）
債務者　小林　一成
１　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３７号
広島県福山市水呑町4702番地２　水呑三新田106－３－１－１
債務者　方山　翔太
１　決定年月日時　平成27年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１５１号
広島県福山市神辺町大字川南1069番地10　菅田アパート２
債務者　久野　国男
１　決定年月日時　平成27年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係